

富士川シーエーティーヴィ株式会社

加入契約約款

富士川シーエーティーヴィ株式会社(以下「甲」という)と甲が行うサービスの提供を受ける者(以下「乙」という)との間に締結される契約(以下「加入契約」という)は、以下の条項によります。

第1条(サービス提供)

甲は、サービスを提供する区域(以下「業務区域」という)内において甲のサービス提供に必要な施設(以下「本施設」という)を設置するとともに、乙に次のサービスを提供します。

- (1) 甲が定める放送事業者による有線一般放送の同時再放送サービス
- (2) 甲が定めるFMラジオ放送の同時再放送サービス
- (3) 甲が制作または編成する「自主放送」番組の放送サービス

第2条(契約の単位)

乙の施設への引込線1回線につき1つの加入契約とします。

- 2) 同一建屋内における別口の利用がある場合(アパート、ホテル、病院など)は、建屋の所有者(または管理者などこれに準ずる者)が加入契約を行うものとし、別口利用のための分配による回線の増設を契約するものとし、
- 3) 同一敷地内であっても、別棟への引込の場合は別回線とし、別途の加入契約を結ぶものとします。

第3条(契約の成立)

加入契約は乙が加入申込書の記載の定め並びにこの約款を承認し、加入申込書に必要事項を記入のうえ提出し、甲がこれを承諾した時に成立するものとします。

- 2) 乙は、引込線設置工事の施工についてあらかじめ地主、家主、その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合があっても甲は責任を負いません。
- 3) 甲は前項の規定にかかわらず引込線を設置し保守することが、技術上、経営上困難と判断する場合は加入契約の申込を承諾しないか、加入の承諾を撤回することがあります。
- 4) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に属すると判明したときは、申込を承諾しないか、加入の承諾を撤回することがあります。

第4条(初期費用等・利用料金)

乙は、別に定める初期費用等及び利用料金を甲に支払うものとします。

- 2) 初期費用には、加入料金の他、事務手数料および初回の基本工事費を含みます。
- 3) 月額の利用料金はサービスの提供を受け始めた日の属する月から毎月支払うものとし、1ヶ月に満たない場合の日割り計算はしないものとします。
- 4) 落雷等やむを得ない事由により、甲が第1条に定めるサービスの提供が出来なかった場合、原則として利用料金の減額は行なわないものとします。但し、月のうち継続して10日以上に亘って第1条に定める当該サービスすべての提供が出来なかった場合は、当該月分(2ヶ月に亘り引き続き10日以上20日未滿行なわなかった場合は、初月分)の利用料金は無料とします。
- 5) 社会、経済情勢の変化に伴い、甲は利用料金を改定することがあります。その場合には、改定1ヶ月前までに乙に通知します。但し、乙が前納額を支払っている場合、その未経過期間についてはこれを据え置くものとします。
- 6) 甲が設定した各利用料金の中にはNHKの放送受信料(衛星放送の受信料を含む)は含まないものとします。従って、乙がNHKと受信契約を締結していない場合は別途NHKと所定の受信契約を結んでいただくこととなります。

第5条(料金の支払方法)

乙は、別途甲が指定する期日までに、甲の指定する方法により初期費用等および利用料金を支払うものとします。

- 2) 甲は、原則として乙に対して請求書及び領収証の発行は行なわないものとします。
- 3) 乙は、料金の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数に年利14.6%の割合で計算した遅延損害金を甲に支払うものとします。

第6条(加入申し込みの撤回)

乙は、第3条における契約が成立した後、8日以内に書面により当該契約を撤回することができます。但し、加入に係る事務手数料および着工済み、完了済みの工事費及び付随工事費等は乙の負担とします。

第7条(施設の設置及び費用の負担)

甲は、本施設のうち放送センターからタップオフまたはドロップクロージャ設置までに要する費用を負担します。乙は、タップオフまたはドロップクロージャの出力以降の設置に要する工事費用を負担するものとします。

- 2) 本施設の設置工事は甲または甲が指定した工事業者が行うものとします。

第8条(施設の所有関係)

本施設のうち、放送センターから保安器または受信用光伝送装置(ONU)の出力までの施設は甲の所有とします。自営柱、地下埋設設備等の特別工事部分及び、保安器または受信用光伝送装置(ONU)の出力以降のすべての施設は、乙の所有とします。なお、受信用光伝送装置(ONU)の動作に必要な電気料等の費用は乙の負担とします。

第9条(施設の維持管理)

甲は、第8条で規定した甲の所有する放送センターから保安器または受信用光伝送装置(ONU)の出力までの施設について維持管理します。

2)乙は甲の施設の維持管理の必要上、甲のサービス提供が一時停止することを承諾するものとします。

第10条(サービスの変更)

甲はやむを得ぬ事情により、提供するサービスの内容を変更することがあります。変更により生ずる損害の賠償には応じないものとします。

第11条(放送内容の変更)

甲はやむを得ぬ事情により、放送の内容を変更することがあります。変更により生ずる損害の賠償には応じないものとします。

第12条(故障・保安等に伴う責任負担)

甲は提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合、これを調査し必要な処置を講じます。

2)甲の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が乙の施設による場合は、修復に要する費用を乙に負担していただきます。又、乙の施設の故障によって生じた損害についても損害賠償していただきます。

3)乙は、自己の故意または過失によって第8条に規定する甲所有の施設に故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

第13条(免責事項)

第8条に規定する乙所有の設備、受信機およびその他が、落雷、天災、事故等により破損した場合は、甲はその責任を負いかねます。

2)天災、事変その他甲の責に帰さない理由、機器の故障および天災などによる施設の損傷、その他施設の維持管理のためのやむを得ない事情等によるサービスの一時停止について甲はその責任を負わないものとします。

第14条(利用に係る乙の義務)

乙は、甲又は甲の指定する業者が本施設の設置、検査、修復、撤去等を行うために、乙の敷地、家屋、構築物等の出入に協力を求めた場合これに便宜を供するものとします。

第15条(禁止事項)

乙が、甲のサービスを第三者に提供すること及び上演することを有償無償にかかわらず禁止します。

2)乙が引込線に線条その他の導体を連絡するなど改変してサービスを無断で受信することを禁止します。

3)乙は前項に違反した場合は、乙が甲のサービス提供を受け始めたときにさかのぼり当該料金を甲に支払うものとします。

第16条(一時休止)

乙は甲のサービスの提供の一時休止、またはその再開を希望する場合は、直ちにその旨を文書により申し出るものとします。この場合は一時休止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の料金は第4条の規定にかかわらず無料とします。

2)前項の一時休止期間は1ヶ月単位とし最大10年を限度とします。休止期間が10年を超える場合、契約を解除します。

3)サービスの再開に際しては、再開工事費用を加入者にご負担いただきます。

第17条(契約内容の変更)

加入契約の記載内容に変更が生じる場合は、乙は遅滞なく甲に届け出を行うものとします。

2)甲が承諾すれば、乙は契約者の名義を変更することができるものとします。この場合、新契約者は文書による申し出を行い別途定める名義変更手数料を甲に支払わなければなりません。名義変更手続きの完了をもって、新契約者は乙として本契約に掛かるすべての権利と義務を継承します。

第18条(移転の手続き)

乙が甲の業務区域内に移転する場合は、甲所定の移転届を提出していただきます。この場合、移転工事費及び手数料が必要となります。

2)乙の移転先が甲の業務区域内であっても工事が不可能な場合もあります。

3)乙が甲の業務区域外移転をする場合、(社)日本ケーブルテレビ連盟の「加入相互受け入れ制度」に基づき、業務区域外移転が可能になる場合もあります。この場合、甲所定の手続き及び手数料が必要です。

第19条(解約)

乙は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日以前に文書により甲にその旨を申し出るものとします。

2) 甲は乙がやむを得ぬ事情により契約解除する場合、次に定める割合に従って加入料金を払い戻します。

- (1) サービス開始日から1年未満の解約 支払済加入料金の 50%
- (2) サービス開始日から2年未満の解約 支払済加入料金の 30%
- (3) サービス開始日から3年未満の解約 支払済加入料金の 10%

3) 第1項による解約の場合、乙は第4条の規定による初期費用等および利用料金、第7条の規定による設置に要する乙負担の費用に未払い分がある場合は甲に残金を支払うものとします。

4) 乙は第4条の規定による利用料金は当該解約の日の属する月の分まで支払うものとします。但し、この利用料金に過払い分がある場合は経過期間の月額利用料金を差し引いて甲は乙に残金を返却します。

5) 第1項による解約の場合、甲は甲の施設を撤去します。但し撤去に伴い、乙が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、乙はその復旧費用を負担するものとします。

第20条(乙の契約不履行と義務違反による解約)

甲は契約約款に違反する行為があったと認める場合は、乙に通告のうえサービスの提供を停止し、あるいは加入契約を解約することがあります。

2) 乙は前項により甲のサービスの提供を停止され解約となった場合は、直ちに約款によるすべての権利を失います。ただし解約前に生じた乙が負う義務は失効しないものとします。

3) 甲は乙が加入料金を支払期日までに支払わなかった場合、または利用料金を継続して3ヶ月支払わなかった場合はサービスの提供を停止し、さらに停止後3ヶ月経過しても入金のない場合は、加入契約は解除できるものとします。

第21条(乙に係る情報の取扱い)

甲は、サービスを提供するために必要な乙に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書等の送付先等、及びその他甲が別に定める乙に関する情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、乙が甲に連絡する被紹介者についても、乙に準じて取り扱います。

2) 前項により収集し知り得た乙に係る情報を甲は次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) サービスの提供(顧客管理・課金計算・料金請求・施工・修理・障害検知・復旧等)を開始、継続、または終了するために利用する場合
 - (2) 甲が提供するサービス(有線テレビジョン放送サービス・及びそれぞれの付加機能・追加サービス・付帯サービスを含みます)の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
 - (3) サービスの新規開発、サービスの向上、顧客満足、視聴調査、解約理由の調査、分析を行う場合
 - (4) 乙から個人情報の取り扱いについて、新たに同意を求めため利用する場合
- 3) 甲は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
- 4) 甲は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を供給しないものとします。
- (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 乙のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収のために必要な範囲で金融機関等の関係機関に個人情報を開示する場合
 - (3) 裁判官の発布する令状により強制処分として捜査・押収等(刑事訴訟法第218条)がなされる場合
 - (4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会(刑事訴訟法第193条第2項等)がなされた場合、その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合
 - (5) 人の生命、身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - (6) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)で認められている場合

第22条(使用する周波数)

甲が使用する周波数は、上り10MHzから55MHz、下り70MHzから770MHz、1000MHzから2681MHzとし、全ての帯域を使用します。また、将来においてそれ以外の周波数を使用することがあります。

第23条(著作権及び著作隣接権侵害の禁止)

甲の提供するサービスは、個人的な使用を目的とした利用に限られます。その他すべての権利は著作権者及び著作隣接権者に留保されており、不特定多数に対する上映や配信、また配布、販売等を目的とした複製など、権利を侵害する行為をすることはできません。

第24条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が発生した場合は、甲と乙は契約の締結の主旨に従い誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第25条(規約の改正)

甲は、この契約を総務大臣に届け出たうえ改正する場合があります。

附 則

甲は特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。

2) 一括加入、業務用等の契約については別に定めるものとします。

3) STBを利用して、STB サービスチャンネル、デジタル有料チャンネル及びBS デジタル放送を視聴する場合の利用条件は、富士川シーエーティーヴィ株式会社の「STB 利用契約約款」に定めるところによります。

4) インターネット接続サービスの利用条件は、富士川シーエーティーヴィ株式会社の「FB-net インターネットサービス契約約款」に定めるところによります。

5) この契約約款は平成30年1月20日から施行します。

別表

料金表

利用料金

名称	料金	備考
基本サービス	¥2,200	有料chおよび NHK 放送受信料は、含まず

初期費用等

名称	料金	備考
初期費用	¥80,000	加入料金¥47,000-、事務手数料¥3,000-、基本工事費 ¥ 30,000-を含む
手数料	¥3,000	名義変更、移動など、加入時は初期費用に含む
基本工事費	¥30,000	再開など、加入時は初期費用に含む
移転工事費	¥20,000	甲エリア内での移転
ブースター追加工事費	¥12,000	ブースター代込み

料金は全て本体価格です。別途消費税が加算されます。

付随工事が発生する場合は、別途お見積りいたします。